平成２１年（フ）第１６５３号
神戸市兵庫区小河通４丁目２番17号吉田マンション605
債務者　光橋　えり
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６５４号
神戸市長田区三番町４丁目４番地市住23―703号
債務者　井本春美こと　李　　蓮姫
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２３２３号
愛知県小牧市古雅２丁目25番地　県営古雅第二住宅Ｂ街区４棟104号
債務者　大寺　　誠
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６２６号
青森市橋本３丁目７番26号
債務者　瀧澤　　稔
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６９７号
奈良市法蓮佐保山１丁目２番10号
債務者　辻中　実希（旧姓水谷）
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第７５６号
奈良県生駒郡斑鳩町龍田北５丁目３番53号
債務者　畑　　智也
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第７７４号
奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺南３丁目１番18号
債務者　湊　美奈子
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
奈良地方裁判所

平成２０年（フ）第２８９号
神奈川県横須賀市大津町４丁目12番33号
債務者　田村　君子
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第６３１号
和歌山県岩出市北大池386番地の15
債務者　堀尾　義夫
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第６６６号
和歌山市狐島502番地、住民票上の住所和歌山市島橋南ノ丁３番20号
債務者　津田　隆紀
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第６８０号
和歌山県紀の川市貴志川町岸宮1225番地17
債務者　中西　美鈴
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第７０１号
和歌山市堀止西１丁目１番８号　シティコーポ吹上210号
債務者　松原千賀子（旧姓阪口）
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第３０９号
神奈川県横須賀市公郷町２丁目21番地　Ｂ―301
債務者　虫生志奈子
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第３１８号
神奈川県横須賀市長浦町５丁目92番地
債務者　高城久美子
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第３２１号
神奈川県横須賀市富士見町２丁目40番地
債務者　岩崎　直人
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第３２２号
神奈川県横須賀市富士見町２丁目40番地
債務者　岩崎　広美
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第１０７号
長崎県島原市新山２丁目8963番地５
債務者　田浦　賢二
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２１年（フ）第２０２号
宮城県石巻市山下町１丁目５番22号
債務者　亀井　妙子
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係